

地震保険の概要

1. 地震保険とは

- (1) 地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償
- (2) 法律（「地震保険に関する法律」）に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営
- (3) 一定規模以上の支払保険金が生じた場合、保険金の一部を政府が負担（政府再保険）
- (4) 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することが目的

2. 地震保険の必要性

- 火災保険では、地震による火災（延焼・拡大を含む）は補償されない。
【理由】地震リスクは、次の3点から通常の損害保険になじまない性質を有する。
 - ①巨大損害の可能性、②発生時期・頻度の予測の困難性、③広域災害の可能性
- ⇒ 政府と民間の共同運営による「地震保険」が必要

3. 地震保険の誕生と改善

- 昭和39年 新潟地震発生（これを契機に地震保険創設への要望が高まる）
- 昭和41年 「地震保険に関する法律」制定、地震保険制度発足（全損のみ補償）
- 昭和55年 補償範囲の拡大（全損に加え、半損も補償）
- 平成 3年 補償範囲の拡大（全損・半損に加え、一部損も補償）
- 平成 8年 家財の補償内容の改善、契約金額の限度額引上げ
- 平成13年 保険料一部引下げ、建物の耐震性能に応じた割引制度導入（耐震等級割引、建築年割引）
- 平成19年 地震保険料控除創設（保険料の一定額が所得から控除され、税制上のメリットを受けられる）
- 平成19年 保険料改定（算出手法の全面的な見直し）、割引制度拡充（免震建築物割引、耐震診断割引）

4. 地震保険の内容

(1) 補償対象

居住用建物と生活用動産（家財）が対象

※ 工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物には、地震保険は契約できない。

(2) 支払対象の損害

地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償

(3) 契約方法、契約金額

① 火災保険とセットで契約

② 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内で決める。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となる。

(4) 保険料と割引制度

保険料は、建物の構造および所在地（都道府県）により異なる。また、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度がある（割引の重複適用はできない）。

○免震建築物割引：割引率30%

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合

○耐震等級割引：割引率（耐震等級3：30% 耐震等級2：20% 耐震等級1：10%）

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合

○耐震診断割引：割引率10%

・地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合

○建築年割引：割引率10%

・昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合

保険料例（東京都：木造建物）

	契約金額	保険料
建物	1,000万円	31,300円
家財	500万円	15,650円
合計	1,500万円	46,950円

(5) 保険金の支払

居住用建物、家財について生じた損害の程度によって「全損」、「半損」、「一部損」に区別される。「全損」の場合は契約金額の全額、半損の場合は契約金額の50%、一部損の場合は契約金額の5%が支払われる。

(6) 1回の地震等による総支払限度額

5兆5,000億円（平成21年4月現在）

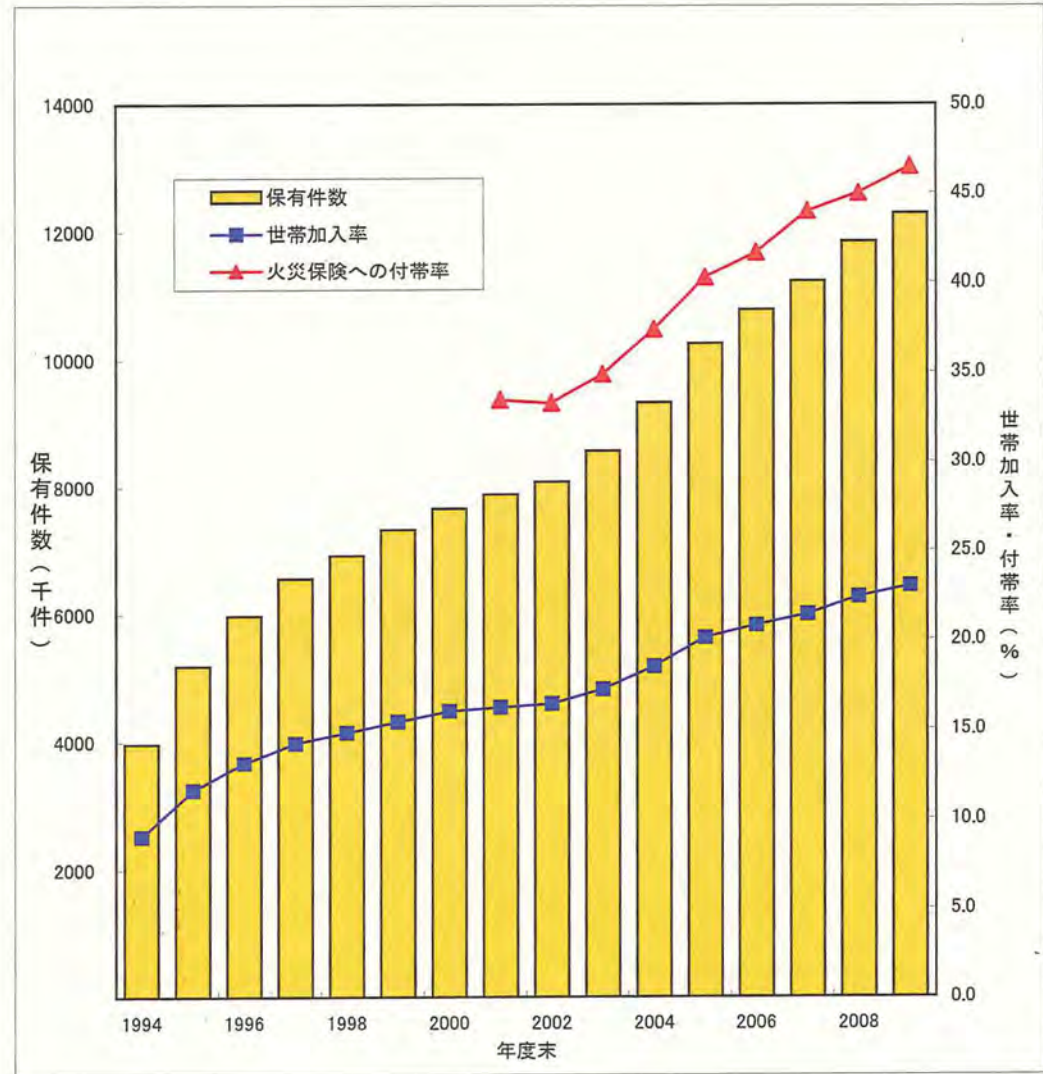
※ 関東大震災クラスの大地震が発生しても保険金の支払に支障がないよう設定されている。

地震再保険の概要

1. 政府再保険	<p>地震保険は、次のような特徴をもつ地震災害による損害をカバーするため、政府が「再保険」という形で損害保険会社をバックアップすることによって成り立っている。</p> <p>① 1 災害による損害が保険会社の担保力を大幅に上回る巨額なものとなるおそれがある。 ② 災害の発生時期や発生頻度の予測が極めて困難なため大数の法則に乗りにくい。</p>	<p>・政府による再保険は「地震保険に関する法律」に基づいて実施</p>												
2. 総支払限度額	<p>地震保険は、一定規模以上の支払保険金が生じた場合、損害保険会社が支払う保険金の一部を政府が負担する再保険制度が導入されている。しかし、地震等によってどのような巨大損害が発生するか予測できないという地震災害の特異性から、1 回の地震等によって損害保険会社全社が支払う保険金には限度額（総支払限度額）が設けられており、5 兆 5,000 億円（平成 21 年 4 月現在）と定められている。この総支払限度額は、関東大震災級の地震が発生しても保険金の支払いに支障のないように決定されている。</p> <p>万一、算出された保険金の総額が総支払限度額を超える場合、契約ごとに支払われる保険金は次の算式により削減されることがある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> $\text{支払保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{5 \text{ 兆 } 5,000 \text{ 億円}}{\text{算出された保険金の総額}}$ </div>													
3. 再保険スキーム	<p>損害保険会社と政府の間では、超過損害額再保険方式（1 回の地震等による支払が一定の額を超える場合、その超過部分についての責任を負担する方式）による再保険が結ばれている。損害保険会社と政府の責任分担は次のとおりである。</p> <div style="margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 5px;"> 1, 150 億円 19, 250 億円 55, 000 億円 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: -10px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);"> 政府責任負担額 4 兆 3,012.5 億円 </div> <div style="position: absolute; bottom: -10px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);"> (3rd layer 損保責任負担額=1,787.5 億円) </div> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);"> 50% </div> </div> </div> <p> 損保責任負担額 11,987.5 億円 (1st+2nd layer 民間責任負担額 =10,200 億円) </p>	<p>・一事故総支払限度額 5 兆 5,000 円 (損保 1 兆 1,987.5 億円、 政府 4 兆 3,012.5 億円)</p>												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1, 150 億円以下</th> <th>1, 150 億円超～19, 250 億円以下</th> <th>19, 250 億円超～55, 000 億円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損保</td> <td>100%</td> <td>50%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>政府</td> <td>0%</td> <td>50%</td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table>		1, 150 億円以下	1, 150 億円超～19, 250 億円以下	19, 250 億円超～55, 000 億円以下	損保	100%	50%	5%	政府	0%	50%	95%	
	1, 150 億円以下	1, 150 億円超～19, 250 億円以下	19, 250 億円超～55, 000 億円以下											
損保	100%	50%	5%											
政府	0%	50%	95%											

地震保険の契約件数・世帯加入率・付帯率の推移

	世帯数	契約件数	世帯加入率 (%)	火災保険への 付帯率 (%)
1994 年度	44,235,735	3,968,835	9.0	
1995 年度	44,830,961	5,181,407	11.6	
1996 年度	45,498,173	5,975,416	13.1	
1997 年度	46,156,796	6,565,221	14.2	
1998 年度	46,811,712	6,923,684	14.8	
1999 年度	47,419,905	7,325,847	15.4	
2000 年度	48,015,251	7,664,480	16.0	
2001 年度	48,637,789	7,883,873	16.2	33.5
2002 年度	49,260,791	8,078,780	16.4	33.3
2003 年度	49,837,731	8,564,002	17.2	34.9
2004 年度	50,382,081	9,324,901	18.5	37.4
2005 年度	51,102,005	10,246,735	20.1	40.3
2006 年度	51,713,048	10,775,335	20.8	41.7
2007 年度	52,324,877	11,217,390	21.4	44.0
2008 年度	52,877,802	11,841,278	22.4	45.0
2009 年度	53,362,801	12,275,087	23.0	46.5



(注) 1. 契約件数は、各年度末の地震保険保有契約件数に基づく。(証券単位)

2. 世帯加入率は、年度末の地震保険契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。

3. 火災保険への付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合。

(出典) 損害保険料率算出機構